

事務連絡
平成21年5月1日

各県立学校長 様
各教育機関の長 様
各教育事務所長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

新型インフルエンザ「公立学校等における対応マニュアル」の
「3 国内発生期の対応（国内で新型インフルエンザが発生し
た状態）」の適用について（通知）

新型インフルエンザについては、現在、感染の疑いがあるケースについて詳細な検査が行われているところですが、今後、国内で新型インフルエンザが発生したことが確認された場合には、「国内発生期の対応」へ移行する必要があります。

しかしながら、今回の新型インフルエンザは、その感染力・病原性等について、現時点では十分に解明されておらず、高病原性鳥インフルエンザからの変異を想定していたマニュアルを直ちに適用することは適切ではないと判断しました。

つきましては、同マニュアル中、下記の項目については、県教育委員会が別途指示するまでの間、適用を保留することとします。

記

1 適用を保留するマニュアルの該当部分

「公立学校等における対応マニュアル」 P. 5

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 国内発生期の対応（国内で新型インフルエンザが発生した状態）</p> <p>(2) 県外滞在者に対する対応</p> <p>①修学旅行等に対する対応</p> <p>②県外への派遣・研修者に対する対応</p> <p>③県外出張者等に対する対応</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

事 務 連 絡
平成21年5月1日

各市町村教育委員会 教育長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

新型インフルエンザ「公立学校等における対応マニュアル」の
「3 国内発生期の対応（国内で新型インフルエンザが発生し
た状態）」の適用について（通知）

島根県教育委員会危機管理対策本部では、本日添付のとおり対応マニュアルの一部の適用を保留する旨を各県立学校長及び教育機関の長に対応を指示しましたのでお知らせします。

貴教育委員会におかれましても、所管の小中学校、幼稚園、教育機関、社会教育施設等に対して適宜適切な対応をご指示いただきますようお願いいたします。

なお、「公立学校等における対応マニュアル」については、島根県ホームページの教育委員会トップページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/>）に掲載しております。